

指定管理者の候補者の選定結果概要

施設名称	① 湖北まちづくりセンター、湖北文化ホール及び湖北図書館 ② 山本山運動広場運動場 ③ 山本山運動広場体育館 ④ 湖北体育館	
施設所管課	市民協働部市民活躍課、生涯学習文化課、スポーツ振興課	
施設概要	① 湖北まちづくりセンター、湖北文化ホール及び湖北図書館 所在地：滋賀県長浜市湖北町速水 2745 番地 構造・面積：鉄筋コンクリート造 2階建て 延床面積 3,054.00 m <sup>2</sup> 開設年度：平成 12 年 施設内容：湖北文化ホール、湖北図書館、小会議室、厨房、楽房、クラブボックス 1、クラブボックス 2、クラブボックス 3、和室、工房 ② 山本山運動広場運動場 所在地：滋賀県長浜市湖北町山本 2868 番地 敷地面積：約 30,300 m <sup>2</sup> （山本山運動広場体育館敷地含む） 開設年度：昭和 55 年 設備・機能：運動場、駐車場（体育館と共有） ③ 山本山運動広場体育館 所在地：滋賀県長浜市湖北町山本 2868 番地 開設年度：昭和 55 年 構造・面積：鉄筋コンクリート造 平屋建て 延床面積 1,815.21 m <sup>2</sup> 施設内容：アリーナ・フィットネスルーム・和室・会議室 駐車場（運動場と共有） ④ 湖北体育館 所在地：滋賀県長浜市湖北町速水 1210 番地 開設年度：昭和 54 年 構造・面積：鉄筋コンクリート造 2階建て 延床面積 2,041.93 m <sup>2</sup> 施設内容：アリーナ、卓球室、会議室、駐車場	
募集概要	募集方法	公募
	募集要項配付期間	令和 4 年 9 月 7 日～令和 4 年 10 月 11 日
	申請書類受付期間	令和 4 年 10 月 5 日～令和 4 年 10 月 11 日
	指定期間 指定管理業務内容	令和 5 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日（5 年間） ① 長浜市市民まちづくりセンター条例第 3 条各号に掲げる事業の実施に関する業務 ・市民主体の住みよく特色あるまちづくりを進めていくために必要となる市民活動の支援及び推進に関すること。 ・市民と行政による協働の取組の推進に関すること。 ・生涯学習事業の推進に関すること。 ・地域課題に対する住民の学習及び活動の支援に関すること。

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の情報発信及び地域の人材を活用した学習の拠点づくりに関すること。</li> <li>・上記のほか、設置の目的を達成するために必要な事業。</li> </ul> <p>② 長浜市民スポーツ施設条例第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体育、スポーツの普及振興を図るための各種の行事の実施</li> <li>・競技場、会議室その他の施設及び設備器具の提供</li> <li>・その他市長が必要と認める業務</li> </ul> <p>③ 管理施設（附帯設備を含む。）の維持管理に関する業務</p> <p>④ 管理施設の使用許可に関する業務</p> <p>⑤ 湖北図書館を除く管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務</p> <p>⑥ その他市長が必要と認める業務</p>	
	指定管理料 限度額	<p>令和5年度 27,596,000円</p> <p>令和6年度 27,596,000円</p> <p>令和7年度 27,596,000円</p> <p>令和8年度 27,596,000円</p> <p>令和9年度 27,596,000円</p> <p>※ この額は、消費税率(10%)に基づき積算しています。協定の締結及び支払いにおける指定管理料の額は、その時期に応じた消費税率で計算し直したものとします。</p>	
応募状況	申請者（合計1者）		共同申請の 場合の構成
	所在地		
	申請者	長浜市湖北町海 老江276番地	特定非営利活動法 人学びの里湖北
審査の 概要及び 結果	審査方式	長浜市指定管理者選定委員会において、指定管理者指定申請書の審査や申請者へのヒアリング等を実施し、審査基準に基づき申請内容を総合的に判断し、指定管理者の候補者としての妥当性を審査しました。	
	選定委員会委員	5人	
	審査経過	<p>第2回選定委員会（令和4年8月30日開催）</p> <p>施設所管課から指定管理者の募集概要の説明を受け、募集要項、仕様書等を審査し、募集方法及び審査基準を決定した。</p> <p>第3回選定委員会（令和4年10月26日開催）</p> <p>申請者の申請書の審査を実施し、審査基準ごとに採点を行い、その採点結果を判断基準として指定管理者の候補者の適否を判断した。</p>	
	審査基準	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業計画書による公の施設の運営が住民の平等な利用を確保できるものであること。</li> <li>2 事業計画書の内容が当該公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。</li> <li>3 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。</li> <li>4 事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。</li> <li>5 その他市長が当該公の施設の性質又は目的に応じて定める基準</li> </ol>	

	指定管理者の候補者	特定非営利活動法人学びの里湖北																												
	審査結果及び理由	<p><b>【審査基準に基づく採点結果】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">審査基準</th> <th rowspan="2">配点</th> <th>申請者の点数</th> </tr> <tr> <th>特定非営利活動法人 学びの里湖北</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審査基準1</td> <td>30</td> <td>21.80</td> </tr> <tr> <td>審査基準2</td> <td>70</td> <td>51.40</td> </tr> <tr> <td>審査基準3</td> <td>25</td> <td>20.80</td> </tr> <tr> <td>審査基準4</td> <td>65</td> <td>46.20</td> </tr> <tr> <td>審査基準5</td> <td>10</td> <td>6.80</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>200</td> <td>147.00</td> </tr> <tr> <td>(参考)100点換算割合</td> <td>100</td> <td>73.50</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【指定管理料の提示額】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>提示額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定非営利活動法人 学 びの里湖北</td> <td>27,596千円/年</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【理由】</b>  特定非営利活動法人学びの里湖北は、これまでから湖北まちづくりセンター、湖北文化ホール及び湖北地区スポーツ施設の指定管理者として、地域の各種団体と連携し利用者ニーズに対応した、地域密着の施設の管理運営を行ってきた実績がある。  また、同法人は地域の実情を熟知しており、引き続き地域連携を念頭におき積極的に事業に取り組む姿勢が評価できることから指定管理者候補者として適当であると判断した。</p>	審査基準	配点	申請者の点数	特定非営利活動法人 学びの里湖北	審査基準1	30	21.80	審査基準2	70	51.40	審査基準3	25	20.80	審査基準4	65	46.20	審査基準5	10	6.80	合計	200	147.00	(参考)100点換算割合	100	73.50	申請者	提示額	特定非営利活動法人 学 びの里湖北
審査基準	配点	申請者の点数																												
		特定非営利活動法人 学びの里湖北																												
審査基準1	30	21.80																												
審査基準2	70	51.40																												
審査基準3	25	20.80																												
審査基準4	65	46.20																												
審査基準5	10	6.80																												
合計	200	147.00																												
(参考)100点換算割合	100	73.50																												
申請者	提示額																													
特定非営利活動法人 学 びの里湖北	27,596千円/年																													
市が選定する指定管理者の候補者	特定非営利活動法人学びの里湖北	<p><b>【理由】</b>  長浜市指定管理者選定委員会の審査結果をふまえ、長浜市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条の各号のいずれにも適合し、適切に管理を行うことができると認められるため、上記の団体を湖北まちづくりセンター等の指定管理者の候補者に選定した。</p>																												